

◎新潟県告示第29号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

令和7年1月10日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 新潟都市計画道路
- (2) 名称 3・4・3号 本町島潟線
3・4・6号 大手町城北町線
3・4・10号 御幸町中央町線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 3・4・3号 本町島潟線
 - ア 追加する部分
新発田市本町2丁目の一部
 - イ 削除する部分
なし
- (2) 3・4・6号 大手町城北町線
 - ア 追加する部分
新発田市中央町3丁目、中央町4丁目、大手町1丁目、大手町4丁目の各一部
 - イ 削除する部分
新発田市本町2丁目、中央町4丁目、中央町5丁目の各一部
- (3) 3・4・10号 御幸町中央町線
 - ア 追加する部分
なし
 - イ 削除する部分
新発田市御幸町1丁目、御幸町3丁目、中央町3丁目、中央町4丁目、大手町1丁目、大手町4丁目、大栄町1丁目、大栄町2丁目の各一部

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 自 令和7年1月10日
至 令和7年1月24日
- (2) 場所
 - ア 新潟県新発田市豊町3丁目3-2（〒957-0016）
新潟県新発田地域振興局地域整備部計画調整課
電話 0254-26-9653
 - イ 新発田市中央町5丁目2番13号（〒957-0053）
新発田市役所（地域整備庁舎）地域整備課
電話 0254-26-3556

4 意見書の提出方法

案について意見のある者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した意見書を縦覧場所に提出することができる。

5 意見書を提出できる者

新発田市の住民並びに利害関係人

6 意見書の提出期限

令和7年1月24日（金）（必着のこと。）